

○二本松市都市計画法施行細則

平成 27 年 3 月 25 日規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）の施行については、都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）及び都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(障害物の伐除及び土地の試掘等の許可申請)

第 2 条 法第 26 条第 1 項前段及び同条第 3 項の障害物の伐除をするための許可の申請は、障害物伐除許可申請書（第 1 号様式）に、同条第 1 項前段にかかるものにあつては第 1 号から第 3 号及び第 6 号、同条第 3 項にかかるものにあつては第 1 号から第 6 号に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 障害物の伐除を行う土地の位置図
- (2) 障害物の伐除を行う区域を示す不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条第 1 項に規定する地図（以下「公図」という。）の写し
- (3) 障害物の伐除を行う区域の状況の写真
- (4) 当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいない説明書
- (5) 現状を著しく損傷しない説明書
- (6) その他市長が必要と認める図書

2 法第 26 条第 1 項前段の土地の試掘等をするための許可の申請は、土地試掘等許可申請書（第 2 号様式）に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 土地の試掘等を行う土地の位置図
- (2) 土地の試掘等を行う区域を示す公図の写し
- (3) 土地の試掘等を行う区域の状況の写真
- (4) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、法第 26 条第 1 項の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等の許可の申請があつた場合において、許可の決定を行ったときは第 3 号様式又は第 4 号様式、不許可の決定を行ったときは第 5 号様式又は第 6 号様式をもって当該申請を行った者に通知するものとする。

(調査等のために土地に立ち入りする者の身分証明書)

第 3 条 法第 27 条第 1 項及び第 2 項の証明書は、身分証明書（第 7 号様式）によるものとする。

(開発許可申請書の添付図書)

第 4 条 法第 30 条第 1 項の申請書には、同条第 2 項及び省令第 17 条第 1 項に定めるもののほか、次に掲げる図書を添えるものとする。ただし、許可を受けようとする開発行

為が、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うものであるときは第3号、第4号、第15号から第19号に掲げる図書を、主として、住宅以外の建築物又は特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行うもの（開発区域の面積が1ヘクタール未満のものに限る。）であるときは第3号及び第4号に掲げる図書を添えることを要しない。

- (1) 代理人に委任する場合にあっては委任状
- (2) 申請者の印鑑登録証明書（発行後3箇月以内のもの）
- (3) 申請者の資力信用調書（第8号様式）、個人にあっては住民票、預金残高証明書、融資証明書、納税証明書（固定資産税、個人事業税及び市町村民税に係るもの）及び法人にあっては登記事項証明書、定款、預金残高証明書、融資証明書、納税証明書（固定資産税、法人事業税及び法人市町村民税に係るもの）
- (4) 工事施行者の工事能力調書（第9号様式）、建設業等の許可証明書又は建設業等の許可書の写し及び工事施行者の法人の登記事項証明書
- (5) 開発区域及び周辺の土地の公図の写し
- (6) 開発区域の土地等の登記全部事項証明書
- (7) 開発行為同意書（第10号様式）
- (8) 開発区域、公共施設、区割等の求積図（縮尺500分の1以上）
- (9) 排水施設構造図（縮尺50分の1以上）、流末水路構造図（縮尺50分の1以上）、排水先流路図（縮尺500分の1以上）、下水道縦断図（縮尺500分の1以上）
- (10) 擁壁の展開図（縮尺50分の1以上）
- (11) 道路計画平面図（縮尺500分の1以上）、横断図（縮尺100分の1以上）、縦断図（縮尺500分の1以上）
- (12) 構造計算書、安定計算書、水理計算書、仕様書
- (13) 防災工事計画平面図（縮尺1,000分の1以上）、防災施設構造図（縮尺50分の1以上）、貯水施設詳細図（縮尺50分の1以上）
- (14) 予定建築物等の平面図及び立面図（縮尺100分の1以上）
- (15) 公共施設及び公益施設計画平面図（縮尺500分の1以上）
- (16) 公園広場等計画図（縮尺100分の1以上）
- (17) 電気施設等計画平面図（縮尺500分の1以上）
- (18) 公共施設の管理者に関する図面（縮尺500分の1以上）
- (19) 工事の工程表
- (20) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 省令第16条第2項の設計説明書は、第11号様式によるものとする。

3 省令第17条第1項第3号の相当数の同意を得たことを証する書類は、開発行為同意

書及び同意した者の印鑑登録証明書によるものとする。

- 4 省令第17条第1項第4号の資格を有する者であることを証する書類は、設計者の資格に関する申告書（第12号様式）及び設計者の資格に関する卒業証明書、実務経歴証明書、免許証等の写しによるものとする。

（公共施設の管理者等との協議）

第5条 法第32条第1項及び第2項の規定による協議は、法第29条第1項又は第2項による許可を受けようとする者が公共施設管理予定者との事前協議申請書（第13号様式）及び公共施設管理者同意願出書（第14号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に提出し行うものとする。この場合、正本の他に協議を要する開発行為に関係がある公共施設の管理者及び開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者を所掌するものの数に相当する部数の副本を併せて提出するものとする。

- (1) 開発区域位置図（縮尺25,000分の1以上）
- (2) 開発区域区域図（縮尺2,500分の1以上）
- (3) 開発区域及び周辺の土地の公図の写し
- (4) 土地利用計画図（縮尺1,000分の1以上）
- (5) 造成計画平面図及び断面図（縮尺1,000分の1以上）
- (6) 道路計画平面図（縮尺500分の1以上）、横断図（縮尺100分の1以上）、縦断図（縮尺500分の1以上）
- (7) 給水計画平面図（縮尺500分の1以上）
- (8) 排水計画平面図（縮尺500分の1以上）、排水施設構造図（縮尺50分の1以上）、流末水路構造図（縮尺50分の1以上）、排水先流路図（縮尺500分の1以上）、排水施設縦断図（縮尺50分の1以上）、下水道縦断図（縮尺500分の1以上）
- (9) 現況図（縮尺2,500分の1以上）及び現況の写真
- (10) 公園広場等計画図（縮尺100分の1以上）
- (11) 公共施設の管理に関する図面（縮尺500分の1以上）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 法第32条第1項の同意を得たことを証する書面は、公共施設管理者同意書（第15号様式）によるものとする。ただし、公共施設の管理者において別に定めのあるときは、この限りでない。

3 法第32条第2項の規定による協議の経過を示す書面は、公共施設管理予定者との協議一覧表（第16号様式）及び公共施設管理予定者との協議経過書（第17号様式）によるものとする。

（開発行為の協議）

第6条 法第34条の2第1項の規定による協議は、同条同項の規定による開発行為を行うおうとする者が、開発行為協議書（第18号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に提出して行うものとする。

- (1) 第4条第1項第5号から第25号に掲げる図書
- (2) 第5条第1項第1号から第9号に掲げる図書
- (3) 省令第17条第1項第3号及び第4号で規定する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 市長は、法第34条の2第1項の規定による協議が成立したときは、開発行為協議成立通知書（第19号様式）をもって当該協議を行った者に通知するものとする。

（許可又は不許可の通知）

第7条 法第35条第2項の文書は、第20号様式又は第21号様式によるものとする。

（工事着手届出）

第8条 法第29条第1項及び第2項、第35条の2第1項並びに第42条第1項ただし書の許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、工事着手届（第22号様式）に当該工事の工程表を添えて、速やかに、これを市長に提出しなければならない。

（開発標識）

第9条 法第29条第1項及び第2項、第35条の2第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手するときから完了するまでの間、当該行為を行う区域内の見やすい場所に、当該許可内容を表示した標識（第23号様式）を掲示しておかなければならない。

（開発行為変更許可申請書）

第10条 法第35条の2第2項の申請書は、開発行為変更許可申請書（第24号様式）とする。

2 前項の申請書には、省令第28条の3に定めるもののほか、次に掲げる図書を添えるものとする。

- (1) 変更しようとする開発行為に係る許可指令書の写し
- (2) 変更前後対照表（第25号様式）
- (3) 工事の施行状況を記載した図書
- (4) 第4条第1項及び第2項に規定する図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるもの及び新たに提出しなければならないもの
- (5) 変更に係る新旧対象図
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 当該変更しようとする開発行為について、法第35条の2第3項の規定による軽微な変更の届出があるときは、前項第2号及び第3号の図書に当該届出の内容を明示するものとする。

4 市長は、法第35条の2第1項の規定による許可の申請があった場合において、許可の決定を行ったときは第26号様式、不許可の決定を行ったときは第27号様式をもって当該申請を行った者に通知するものとする。

(開発行為変更届出)

第11条 法第35条の2第3項の規定による軽微な変更の届出は、開発行為変更届出書(第28号様式)に次に掲げる図書を添えて行うものとする。ただし、届出をしようとする内容が、省令第28条の4第1項第2号及び第3号であるときは第2号に掲げる図書を添えることを要しない。

- (1) 許可指令書の写し
- (2) 予定建築物等の敷地の形状の変更に係る新旧対象図
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(開発行為変更協議)

第12条 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定による協議は、同条同項の規定による開発行為を行おうとする者が、開発行為変更協議書(第29号様式)に次に掲げる図書を添えて市長に提出して行うものとする。

- (1) 開発行為協議成立通知書の写し
- (2) 変更前後対照表(第25号様式)
- (3) 工事の施行状況を記載した図書
- (4) 第6条第1項に規定する図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるもの及び新たに提出しなければならないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 市長は、法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定による協議が成立したときは、開発行為変更協議成立通知書(第30号様式)をもって当該協議を行った者に通知するものとする。

(工事施行状況の報告等)

第13条 許可を受けた者は、当該許可に係る工事の施行状況について、写真、資料等を常に整備し、次の各号の工程に達したとき、又は市長の指示があったときは、開発行為に関する工事の施行状況報告書(第31号様式)に状況を把握するのに必要な図書を添付し、必要な報告を行わなければならない。

- (1) 鉄筋を有する擁壁、橋梁等で配筋が完了(コンクリート打設前)したとき
- (2) 5mを超える擁壁を設置する場所の地耐力が確認(載荷試験等による)できるとき
- (3) 石積擁壁の施工状況が確認できるとき
- (4) 舗装をする場合の埋設物の工事が完了(舗装前)したとき
- (5) 帰属予定の公共施設で、境界確認ができるとき
- (6) 特殊な工法がある場合、その施工状況が確認できるとき

(7) その他市長が指定する工事

2 許可を受けた者は、当該許可に係る工事の施行に当たり災害等が発生したときは、速やかに、災害等発生届（第32号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 災害等が発生した位置を表示した現況図
- (2) 現況写真
- (3) 状況を把握するのに必要な図書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 許可を受けた者は、当該許可に係る工事の施行に当たり予想した土質、地盤等と著しく相違した土質、地盤等に遭遇したときは、予想外地盤報告書（第33号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 予想外地盤に遭遇した位置を表示した現況図
- (2) 現況写真
- (3) 状況を把握するのに必要な図書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
(工事完了届出書等の添付図書)

第14条 省令第29条の工事完了届出書には、次に掲げる図書を添えるものとする。

- (1) 開発区域位置図
- (2) 工事完了図
- (3) 出来高管理図
- (4) 地積測量図
- (5) 開発区域となる土地の所在図
- (6) 工事施行前、工事施行中及び工事完了後の写真
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 省令第29条の公共施設工事完了届出書には、次に掲げる図書を添えるものとする。

- (1) 開発区域位置図
- (2) 公共施設工事完了図（出来高図）
- (3) 新旧公共施設の地積測量図
- (4) 新旧公共施設の土地の所在図
- (5) 工事施行前、工事施行中及び工事完了後の写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
(工事完了公告前における建築等の承認申請)

第15条 法第37条第1項第1号の規定による承認の申請は、工事完了公告前建築等承認申請書（第34号様式）に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 許可指令書の写し

- (2) 開発区域位置図
- (3) 土地利用計画図
- (4) 敷地の土地の公図の写し及び土地の登記事項証明書
- (5) 建物配置図（縮尺500分の1以上）
- (6) 予定建築物の平面図及び立面図
- (7) 現況図及び現況写真
- (8) 建築確認済証の写し
- (9) 工事の工程表
- (10) 開発行為の工事完了期日、工事完了検査が終了するまで営業等を開始しない旨等を記載した確約書
- (11) 防災計画書
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 市長は、法第37条第1項の規定による承認の申請があつた場合において、支障がないと認めるときは第35号様式、支障がないと認められないときは第36号様式をもって当該申請を行った者に通知するものとする。

3 法第37条第1項の規定による承認を受けた者は、承認を受けた土地の見やすい場所に当該承認内容を表示した標識（第37号様式）を、当該承認に係る建築等に着手するときから開発行為が完了するまでの間、掲示しておかなければならない。

（開発行為に関する工事の廃止届出書の添付図書）

第16条 法第38条の規定による届出は、省令第32条の開発行為に関する工事の廃止の届出書に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 許可指令書の写し
- (2) 工事を廃止した理由を記載した書類
- (3) 工事の廃止時における土地の状況を表した図面
- (4) 工事の廃止に伴う防災対策その他の措置を記載した書類又は図面
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（予定建築物等以外の建築等の許可申請）

第17条 法第42条第1項ただし書の規定による許可の申請は、予定建築物等以外の建築等許可申請書（第38号様式）に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 許可指令書の写し
- (2) 開発区域位置図
- (3) 開発区域区域図
- (4) 土地利用計画図
- (5) 現況図及び現況写真
- (6) 建物配置図（縮尺500分の1以上）

- (7) 予定建築物の平面図及び立面図
- (8) 建築しなければならない理由を記載した書類
- (9) 工事の工程表
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 市長は、法第42条第1項ただし書の規定による許可の申請があった場合において、許可の決定を行ったときは第39号様式、不許可の決定を行ったときは第40号様式をもって当該申請を行った者に通知するものとする。

3 法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けた者は、許可を受けた土地の見やすい場所に当該許可内容を表示した標識（第37号様式）を、当該許可に係る建築等に着手するときから完了するまでの間、掲示しておかななければならない。

（予定建築物等以外の建築等の協議）

第18条 国は、法第42条第2項の規定による協議を行うときは、予定建築物等以外の建築等協議書（第41号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に提出して行うものとする。

- (1) 開発行為協議成立通知書及び開発行為変更協議成立通知書の写し
- (2) 開発区域位置図
- (3) 開発区域区域図
- (4) 土地利用計画図
- (5) 現況図又は現況写真
- (6) 予定建築物の平面図及び立面図
- (7) 建築しなければならない理由を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 市長は、法第42条第2項による協議が成立したときは、予定建築物等以外の建築等協議成立通知書（第42号様式）をもって当該協議を行った者に通知するものとする。

（地位の承継の届出）

第19条 法第44条の一般承継人は、地位の承継をしたときは、地位承継届出書（第43号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 許可指令書の写し
- (2) 地位を承継したことを証する書類

（地位の承継の承認申請）

第20条 法第45条の規定による承認の申請は、地位承継承認申請書（第44号様式）に次に掲げる図書を添えて行うものとする。ただし、地位の承継に係る開発行為が、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行うもの（開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。）であると

きは、第4号から第7号までに掲げる図書を添えることを要しない。

- (1) 許可指令書の写し
- (2) 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を承継したことを証する書類
- (3) 法人にあつては、法人の登記事項証明書、定款等
- (4) 資力信用調書
- (5) 事業経歴書
- (6) 納税証明書（固定資産税並びに個人にあつては個人事業税及び市町村民税に係るもの、法人にあつては法人税、事業所税及び法人市民税に係るもの）
- (7) 工事能力調書
- (8) 土地の登記事項証明書（地位の承継に関するもの）

- 2 市長は、法第45条の規定による承認の申請があつた場合において、地位を承継することを認めたときは第45号様式、地位を承継することが認められないときは第46号様式をもって当該申請を行った者に通知するものとする。

（開発登録簿調書）

第21条 省令第36条第1項の調書は、開発登録簿（第47号様式）によるものとする。

- 2 法第47条第5項による開発登録簿の請求は、開発登録簿の写しの交付請求書（第48号様式）を提出し行うものとする。

（都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築許可申請の添付図書）

第22条 省令第39条第1項の許可申請書には、同条第2項に定めるもののほか、次に掲げる図書を添えるものとする。

- (1) 開発区域位置図
- (2) 開発区域区域図
- (3) 建築物等の配置図、断面図、平面図及び立面図
- (4) 敷地の土地の公図の写し
- (5) 確約書（第49号様式）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

- 2 市長は、法第53条第1項の規定による許可の申請があつた場合において、許可の決定を行ったときは第50号様式、不許可の決定を行ったときは第51号様式をもって当該申請を行った者に通知するものとする。

（事業予定地の指定の申出）

第23条 法第55条第2項の規定により同条第1項の規定による土地の指定をすべきことを申し出ようとする者は、事業予定地指定申出書（第52号様式）に、次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 資金計画書
- (2) 土地の位置図
- (3) 土地の区域を示す実測平面図
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
(土地の買取り等の相手方として定めることの申出)

第24条 法第55条第2項の規定により法第56条第1項の規定による土地の買取りの申出及び法第57条第2項本文の規定による届出の相手方として定めるべきことを申し出ようとする者は、土地の買取りの申出等の相手方として定めるべきことの申出書（第53号様式）に、次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 資金計画書
- (2) 土地の位置図
- (3) 土地の区域を示す実測平面図
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
(土地を買い取るべき旨の申出)

第25条 法第56条第1項の規定により土地を買い取るべき旨を申し出ようとする者は、土地を買い取るべき旨の申出書（第54号様式）に、当該土地に係る次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 土地の位置図
- (2) 土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
(都市計画事業地内における建築等の許可申請)

第26条 法第65条第1項の許可を受けようとする者は、都市計画事業地内建築等許可申請書（第55号様式）に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 開発区域位置図
- (2) 開発区域区域図
- (3) 敷地内における建築物等の位置を表示する図面
- (4) 建築物等の構造を示す平面図、立面図、断面図及び構造詳細図
- (5) 敷地の土地の公図の写し
- (6) 確約書（第56号様式）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 市長は、法第65条第1項の規定による許可の申請があった場合において、許可の決定を行ったときは第57号様式、不許可の決定を行ったときは第58号様式をもって当該申請を行った者に通知するものとする。

(立入検査のために土地に立ち入りする者の身分証明書)

第27条 法第82条第2項の証明書は、身分証明書（第59号様式）によるものとする。

(開発行為又は建築に関する証明書)

第28条 省令第60条の書面の交付を求めようとする者は、開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書(第60号様式)に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 建築確認申請書の写し
- (2) 都市計画法の規定に適合していることを表す書類
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(告示及び公告等の方法)

第29条 法第20条第1項(法第21条第2項において準用する場合を含む。)の告示、法第17条第1項(法第21条第2項において準用する場合を含む。)、法第36条第3項、法第55条第4項、法第57条第1項、法第81条第2項の公告及び法第81条第3項の公示は、二本松市公告式条例(平成17年二本松市条例第3号)第2条に定める方法により行うものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式 略